

社 内 監 査 規 程

施行 平成18年10月1日

(目 的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は輸送の安全を確保するため、安全マネジメントの実施状況等を点検する為、輸送の安全に関する内部監査の実施要領を定める。

(実施要領)

第二条 内部監査の基本的要領は次に定める。

実施責任者

安全統括管理者又は安全統括管理者が指名する者

実施時期

- ・ 少なくとも一年に一回以上、適切な時期
- ・ 重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰返し発生した場合や、その他特に必要と認められる場合は緊急に実施する。

報告、改善

安全統括管理者は、改善すべき事項が認められた時は、その内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のための必要な方策を検討し、是正措置を講ずること

(監査内容)

第三条 内部監査の項目については次のとおりとする。

(1) 規則帳票類の整備

運行管理規程

整備管理規程

安全管理規程

運行、整備管理者の選任届及び定期研修の受講状況

危険物保安監督者及び衛生管理者の選任届

乗務員台帳

免許証台帳

(2) 運行関係

点呼簿、乗務記録簿

チャート紙の保管および解析指導

事故報告書(保存期間は3年間)

運転基準図

経路調査表

(3) 異常気象時等における措置

気象情報、道路状況の収集と把握

暴風雨警報等の伝達方法の整備

避難個所の指定と依頼、連絡方法

運行中止の指示、連絡方法

(4) 過労防止

拘束時間の限度と休息期間の確保

運転時間の限度と休憩等の確保

時間外・休日労働の限度

交替運転士の配置基準

(5) 休憩場所及び仮泊施設

施設の保守管理状態

寝具、設備等の衛生維持管理

(6) 車両管理

定期点検の計画、実施状況及び点検記録簿の記録、保管状況

日常(運行前)点検の実施状況

車両台帳の記録、保管

現車確認・手入れ状態、消火器、救急箱等保守管理状況

(7) 健康管理

健康診断の受診状況及び結果の把握と追跡個人指導

健康状態の把握、疾病、疲労、薬物服用等のある乗務員の乗務禁止

(8) 乗務員の指導教育

事故防止についての指導状況

事故惹起者に対する指導

飲酒運転防止についての指導

事故発生時、東海地震警戒時及びテロ発生時等の連絡、指示体制

適性診断の受診及び結果に基づく指導

個人指導及び特別指導の状況、記録

(9) 苦情処理

苦情処理台帳の整理及び苦情についての対応状況

苦情に対する乗務員指導又は是正改善状況